

第6期 決算公告

エイチ・エス損害保険株式会社

平成22年度（平成23年3月31日現在） 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	1,738	保険契約準備金	843
有価証券	20	支払準備金	217
株 式	20	責任準備金	625
有形固定資産	20	そ の 他 負 債	285
建 物	6	再 保 険 借	81
その他の有形固定資産	13	未 払 法 人 税 等	10
無形固定資産	188	預 り 金	1
ソフトウェア	188	未 払 金	58
その他の無形固定資産	0	仮 受 金	133
そ の 他 資 産	330	賞 与 引 当 金	21
代 理 店 貸	159	負債の部合計	1,150
再 保 険 貸	30	(純資産の部)	
未 収 金	16	資 本 金	1,612
未 収 収 益	0	利 益 剰 余 金	△ 463
預 託 金	18	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 463
仮 払 金	57	純資産の部合計	1,148
前 払 費 用	38		
そ の 他 の 資 産	9		
資産の部合計	2,298	負債及び純資産の部合計	2,298

[貸借対照表の注記]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法（ただし、建物（付属設備を除く）については定額法）を採用しております。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。

4. 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。

5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

7. 会計処理基準に関する事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これによる、経常利益、税引前当期純利益及び当期純利益に与える影響はありません。

8. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機周辺機器等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

当社は資金運用については短期的な預金に限定しております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
①現金及び預貯金	1,738	1,738	—
②代理店貸	159	159	—

(注) 金融商品の時価の算定方法

1. 現金及び預貯金、並びに代理店貸

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額は 47 百万円であります。

11. 関係会社に対する金銭債務は 99 百万円であります。

12. 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前）	310 百万円
同上にかかる出再支払備金	93 百万円
差 引	217 百万円

13. 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	526 百万円
同上にかかる出再責任準備金	127 百万円
差 引（イ）	398 百万円
その他の責任準備金（異常危険準備金）（ロ）	227 百万円
計（イ＋ロ）	625 百万円

14. 1 株当たりの純資産額は 35,611 円 95 銭であります。

15. 重要な後発事象

該当事項はありません。

16. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

平成22年度〔平成22年4月1日から〕損益計算書  
〔平成23年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	2,373
保 険 引 受 収 益	2,371
正 味 収 入 保 険 料	2,371
為 替 差 益	0
資 産 運 用 収 益	1
利 息 及 び 配 当 金 収 入	1
そ の 他 経 常 収 益	0
経 常 費 用	2,282
保 険 引 受 費 用	1,682
正 味 支 払 保 険 金	520
損 害 調 査 費	184
諸 手 数 料 及 び 集 金 費	776
支 払 備 金 繰 入 額	10
責 任 準 備 金 繰 入 額	190
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	600
そ の 他 経 常 費 用	0
経 常 利 益	90
税 引 前 当 期 純 利 益	90
法 人 税 及 び 住 民 税	3
当 期 純 利 益	87

[損益計算書の注記]

1. 関係会社との取引による費用の総額は1,272百円であります。
2. 1株当たりの当期純利益は2,703円30銭であります。
3. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属 性	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 と の 関 係	取引の内容	取引金額	科 目	期 末 残 高
その他の関係会社 主要株主	㈱エイチ・ アイ・エス	被所有 直接18.6%	損害保険代 理店の委託	代理店手数 料の支払	1,272	未払手数料	99

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
代理店手数料は他社との競合等を勘案して、合理的に設定した手数料率によ  
っております。
2. 上記金額には消費税等が含まれております。
4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

<参考情報>

ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円、%)

	当 期 (平成23年3月31日現在)
(A) ソルベンシー・マージン総額	1,375
資本金又は基金等	1,148
価格変動準備金	----
危険準備金	----
異常危険準備金	227
一般貸倒引当金	----
その他有価証券の評価差額 (税効果控除前)	----
土地の含み損益	----
払戻積立金超過額	----
負債性資本調達手段等	----
控除項目	----
その他	----
(B) リスクの合計額 $\sqrt{\{(R_1+R_6)^2+(R_2+R_3)^2\} + R_4 + R_5}$	364
(一般保険リスク相当額 $R_1$ )	212
(予定利率リスク相当額 $R_2$ )	----
(資産運用リスク相当額 $R_3$ )	21
(経営管理リスク相当額 $R_4$ )	11
(巨大災害リスク相当額 $R_5$ )	140
(第三分野保険の保険リスク相当額 $R_6$ )	----
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A) / { (B) × 1/2 } ] × 100	754.7

注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第 86 条及び第 87 条並びに平成 8 年大蔵省告示第 50 号の規定に基づいて算出しております。

〈ソルベンシー・マージン比率〉

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」（上表の「(B) リスクの合計額」）に対して、「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」（上表の「(A) ソルベンシー・マージン総額」）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」（上表の(C)）です。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
  - ① 保険引受上の危険：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)  
(一般保険引受リスク) (第三分野保険の保険リスク)
  - ② 予定利率上の危険：実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険  
(予定利率リスク)
  - ③ 資産運用上の危険：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等  
(資産運用リスク)
  - ④ 経営管理上の危険：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険  
(経営管理リスク) 上記①～③及び⑤以外のもの
  - ⑤ 巨大災害に係る危険：通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険  
(巨大災害リスク)
- ・「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額を除く。）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額であります。
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、保険会社の経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が 200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。